

第2次千葉県青少年総合プラン

(平成27年度～29年度)

平成27年3月

千葉県

千葉県の子どもたちが、大人に成長したとき、「千葉に生まれ、学び、育ち、本当に良かった」と振り返ってもらえるよう、子どもたちにも、「7つの大切なこと」を「誓い」として約束してもらいたいと考えました。

私たち大人も、将来を担う千葉県の子どもたちが、これらの誓いを守りながら、健やかに育っていけるよう、全力で子どもたちを支援していきます。

千葉県 子どもの誓い 「7つの大切なこと」

- 1 「早寝・早起き・朝ごはん」、規則正しい生活を大切にします。
- 2 「おはよう」「こんにちは」のあいさつを大切にします。
- 3 「ありがとう」「ごめんなさい」と言える気持ちを大切にします。
- 4 お友だちやお年寄り、周りの人を大切にします。
- 5 嘘をつかず、正直に話し、話し合いを大切にします。
- 6 してはいけないことはしません。ルールを大切にします。
- 7 夢を持ち、何ごともあきらめず、チャレンジする気持ちを大切にします。

みんな
守ろうね!



あいさつ

近年、スマートフォンの普及に伴うネットトラブルの急増をはじめ、いじめ問題の深刻化、子どもの貧困率の上昇、危険ドラッグの乱用など、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、ニートやひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者問題は多様化・複雑化しており、引き続き、きめ細やかな支援が必要とされています。



このため、県では、「暮らし満足度日本一」を基本理念に掲げた総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」において、「千葉の未来を担う子どもの育成」を基本目標の一つとして、子ども・若者の育成支援を行っているところですが、一段と、多様化・深刻化する子ども・若者問題に的確に対応し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりの実現に向けた取組の充実を図るため、平成 24 年に策定した「千葉県青少年総合プラン」を継承しつつ、このたび、平成 27 年度から 3 か年を計画期間とする「第 2 次千葉県青少年総合プラン」を策定いたしました。

本プランにおいては、千葉の未来を担う子ども・若者が、将来、「千葉に生まれ、学び、育って良かった」と振り返ることができるよう、「子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援」「困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護」「子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり」を推進していくべき 3 つの柱として定め、引き続き積極的に施策を推進してまいります。

今後も、国、市町村、関係団体等と連携・協力しながら、千葉の未来を担う子ども・若者の育成と社会的自立を実現するために取り組んでまいりますので、県民の皆様、関係者の皆様の一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本プランの策定にあたり、熱心に御審議いただきました「千葉県青少年問題協議会」の委員の皆様、並びに、貴重な御意見をお寄せいただきました皆様に心から御礼を申し上げ、あいさつといたします。

平成 27 年 3 月

千葉県知事

森田健作

目 次

はじめに	1
○プランの位置付け	2
○計画期間	2
○プランの対象	2
第1章 基本的な考え方	3
1 本県の人口問題と子ども・若者を取り巻く環境の変化	4
2 基本的な視点	4
3 3つの柱	5
4 体系	6
5 重点方策	7
第2章 これまでの取組と今後の施策展開	9
Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援	
基本目標1 自己形成支援、健康と安心の確保	
基本方策①「日常生活能力」と「学力」の向上、 「多様な活動機会」の確保	10
基本方策②健康と安心の確保	16
基本目標2 社会形成・社会参加支援、職業的自立・就労支援	
基本方策③社会形成への参画支援・社会参加の促進	19
基本方策④職業能力・意欲の習得／就労等支援の充実	22
IIの柱 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護	
基本目標3 困難な状況ごとの支援	
基本方策⑤困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親への支援	24
基本方策⑥子どもの貧困問題への対応と経済的支援	29
基本目標4 非行・被害防止・保護	
基本方策⑦非行・犯罪防止と立ち直り支援	31
基本方策⑧虐待・犯罪等の被害防止	34

Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 5 地域社会の連携の強化

- 基本方策⑨家庭・学校・地域の連携 ……………37
- 基本方策⑩多様な主体による取組と関係機関の機能強化 ……………39

基本目標 6 社会環境の見直しと整備

- 基本方策⑪子どもを守る環境の整備と情報化社会への対応 ……………41
- 基本方策⑫子どもを育てる環境の整備 ……………45

第3章 推進体制及び進管理 ……………47

1 推進体制 ……………48

- (1) 県における推進体制
- (2) 千葉県青少年問題協議会
- (3) 市町村、公益財団法人千葉県青少年協会、
民間機関等との連携・協力

2 進管理・評価 ……………48

参考資料 子ども・若者を取り巻く現状 ……………51